

# Sky Journey 仙台・宮城キャンペーンのマスコットキャラクター使用基準

平成 29 年 3 月 1 日  
経済商工観光部観光課  
公益社団法人宮城県観光連盟

「Sky Journey 仙台・宮城キャンペーン」(以下、「キャンペーン」という。)マスコットキャラクター(以下、「マスコットキャラクター」という。)の使用基準について、以下のとおり定めるもの。

## 1 使用申請

マスコットキャラクターを使用する場合には、「Sky Journey 仙台・宮城キャンペーンマスコットキャラクター使用申請書」(以下、「使用申請書」という。)**【様式1】**を公益社団法人宮城県観光連盟に提出してください。

ただし、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- (1) 宮城県及び公益社団法人宮城県観光連盟が観光をPRする目的で使用する  
場合。ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合は申請が必要になります。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 個人が宮城県の観光をPRする目的で使用する場合

なお、申請の必要がない場合でも、「5 使用承認しない場合」に該当する場合は使用できません。

また、申請の必要がない場合でも、「2 使用できる画像」の各項目は、遵守願います。

## 2 使用できる画像

No.	1	2						
画像								
名称	「Sky Journey 仙台・宮城キャンペーンマスコットキャラクター」 ※ 画像を使用する場合には、上記の名称を必ず表記願います。なお、名称が識別できれば、そのフォントや大きさは問いません。							
禁止事例	次のような画像の変更等は、禁止とします。 <table border="0"><tr><td>○ 指定外の色を使う</td><td>○ 変形する</td></tr><tr><td>○ 顔の半分以上を隠す</td><td>○ 他の図形を組み合わせる</td></tr><tr><td>○ 比率・バランスを変える</td><td>○ 反転する</td></tr></table>		○ 指定外の色を使う	○ 変形する	○ 顔の半分以上を隠す	○ 他の図形を組み合わせる	○ 比率・バランスを変える	○ 反転する
○ 指定外の色を使う	○ 変形する							
○ 顔の半分以上を隠す	○ 他の図形を組み合わせる							
○ 比率・バランスを変える	○ 反転する							

## 3 使用期間

最長で平成30年3月31日までとします。

#### 4 使用承認

公益社団法人宮城県観光連盟は、使用申請書の内容を審査の上、使用が宮城県の観光のPRに資するものと認められる場合には、使用承認することとし、使用申請書の下欄に押印したものを申請者に交付します。なお、承認手続に要する期間は一週間程度です。

#### 5 使用承認しない場合

次の各号に該当する場合は、使用を承認しません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、シンボルマーク等制定時の趣旨の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用する場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (5) その他、公益社団法人宮城県観光連盟が承認しないことが適切であると判断した場合

#### 6 申請内容の変更

使用承認を受けた後で、申請内容と異なる使用をする場合は、「Sky Journey 仙台・宮城キャンペーンマスコットキャラクター使用変更申請書」(以下、「変更申請書」という。)**【様式2】**を公益社団法人宮城県観光連盟に提出してください。変更申請を認めるものについては、変更申請書の下欄に押印したものを申請者に交付します。なお、変更承認手続に要する期間は一週間程度です。

#### 7 使用条件

使用・変更承認を受けた場合は、定められた規格に従って適正に使用してください。

- (1) 使用にあたっては以下の2つを明示してください。(公益社団法人宮城県観光連盟で、明示が不要又は困難であると認める場合には、省略可とします。
  - ① 「Sky Journey 仙台・宮城キャンペーンマスコットキャラクター」
  - ② 承認番号
- (2) キャラクター使用品の現物1点を公益社団法人宮城県観光連盟に提出してください。現物の提出が困難な場合は、現物の写真を提出してください。提出された使用品・写真は返却しません。なお、これらの現物・写真は、宮城県の観光のPRのため、ホームページや広報物に掲載する場合があります。
- (3) 使用する大きさには制限はありません。
- (4) 印刷用の精密データが必要な場合は、公益社団法人宮城県観光連盟にご連絡ください。

#### 8 使用承認の取り消し

使用条件に違反した場合、又は申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用承認を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。

## 9 問い合わせ先

公益社団法人 宮城県観光連盟（宮城県経済商工観光部観光課内）

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1

TEL : 022-211-2755 022-221-1864

FAX : 022-211-2829

E-mail : [kankous2@pref.miyagi.jp](mailto:kankous2@pref.miyagi.jp)